

平成27年度 第1回嘉手納町総合教育会議 式次第

日 時	平成27年8月18日(火) 10:00~12:00
場 所	庁議室
出 席 者	當山宏町長、神山吉朗副町長、新川秀隆委員長、奥間千津子委員長職務代理人、宮里啓委員、比嘉秀勝教育長
事 務 局	金城悟教育総務課長、我那覇弥生教育総務係長
関 係 部 局	なし
関 係 者 又 は 学 識 経 験 者	なし

1. 町長あいさつ
2. 総合教育会議について
資料1 (総合教育会議について)
議題 嘉手納町総合教育会議運営要綱 (案)
3. 教育大綱について
資料2 (大綱について)
議題 (嘉手納町教育大綱の要旨について)
資料3
- 4 その他
次回の開催について

総合教育会議について

1. 総合教育会議とは

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「法」という。）第1条の4第1項の規定により、すべての地方公共団体において設置される。

(2) 法律により、設置・構成員等を規定していることから、設置等について条例などの制定は必要ない。また、その他会議の運営に必要な事項についても総合教育会議（以下、「会議」という。）で決めることとしていることから（法第1条の4第9項）

(3) 首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法に基づく附属機関には当たらない。

※協議：調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるものを意味する。

※調整：教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、私立学校、児童福祉などの首長の権限に属する事務との調和を図ることを意味する。

(4) 会議において調整がついた事項については、それぞれが尊重義務を負うものの、首長と教育委員会のそれぞれの執行権限の一部を会議に移して会議の場で決定を行うものではないため、決定機関ではない。

2 運営等について

(1) 協議の内容

ア 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

イ 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

ウ 児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(2) 構成者

町長及び教育委員会

(3) 招集について

ア 町長が招集する。

イ 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、招集を求めることができる。

(4) 意見の聴取

協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(5) 会議の公開

会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。会議の非公開については、会議で決定する。

(6) 議事録の公開

町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表する。ただし、会議が非公開された部分については、公表しないことができる。

(7) 調整結果の尊重

会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(8) その他の運営に関する事項

法律に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

◎嘉手納町総合教育会議運営要綱（案）

3 その他注意事項

(1) 開催頻度

町長あるいは教育委員会が協議したい事項ができた時、あるいは、緊急事態が生じた時に、随時開催されるものである。例えば、上記(1)のイに該当する事項としては、予算があることから、予算編成前の方針決定の前に開催することが想定されている。また、大綱の策定は、おおむね4～5年に1度と想定されるため、通常は、年1～2回程度の開催が想定される。

(2) 会議の開催時期及び大綱の策定期

町長が必要に応じて開催するものであり、法律の施行日時点で、設置されていなければならないというものではない。大綱についても、同様であるが、できるだけ速やかに行われることが望まれる。

(3) 緊急での招集

緊急事態で教育委員を招集する時間的余裕がない場合には、町長と教育長のみで会議を持つことも可能と解されている。

(4) 代理出席について

町長と教育委員会という執行機関同士の協議・調整の場であることから、執行機関ではない代理者が出席して開催することは基本的には想定していない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

議題1 嘉手納町総合教育会議運営要綱の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9号の規定により、「嘉手納町総合教育会議運営要綱」を次のとおり制定したいので、嘉手納町総合教育会議での協議・調整を求めます。

嘉手納町総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 嘉手納町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、法に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（会議の時期）

第2条 会議は、町長が必要であると認めたとき又は教育委員会から請求があったときに、町長が招集する。

（招集手続）

第3条 町長は、会議を招集するときは、当該会議を開催する日の7日前までに、次に掲げる事項（以下「協議事項等」という。）を記載した書面を教育委員会に通知する。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 協議又は調整を行う具体的事項
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

（招集請求）

第4条 教育委員会は、法第1条の4第4項の規定により会議の招集を請求するときは、当該会議の開催を希望する日の10日前までに、協議事項等を記載した書面を町長に通知するものとする。

（職員の出席）

第5条 町長及び教育委員会は、協議又は調整を行うにあたって必要があると認めるときは、当該協議又は調整を行う事項に関する事務を所掌する部局等の職員をその説明のため当該会議に出席させることができる。

（議長等）

第6条 会議の議長は、町長をもって充てる。

2 会議の議事は、町長と教育委員会との合意により決する。

（会議の公開）

第7条 会議は公開とする。ただし、法第1条の4第6項の規定に基づき、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

（会議の傍聴）

第8条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会場に入場する際に自己の住所氏名等を会議傍聴人受付簿（別紙様式）に記入し、会議

の会場においては、町長又はその命を受けた職員の指示に従わなければならない。

2 町長は、前項の指示に従わない傍聴人を退場させることができる。

(議事録)

第8条 法第1条の4第7項の規定に基づき、議事録を作成する。

2 議事録は、会議を開催した日から20日以内に、教育委員会での閲覧及び町ホームページへの掲載により公開する。ただし、会議が非公開とされた部分については、公表しないことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、教育委員会教育総務課で行うものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月18日から施行する。

別紙様式(会議傍聴人受付簿)(第8条関係)

年月日	傍聴人の住所	職業	年齢	氏名	備考

大綱について

1 改正法の概要

(1) 地方公共団体の長は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとした（法第1条の3第1項）

(2) 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとした（法第1条の3第2項）

(3) 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした（法第1条の3第3項）

(4) 法第1条の3第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、法第21条に規定する事務（教育委員会が管理し、執行する事務）を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならないものとした（法第1条の3第4項）。

2 留意事項

地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、大学及び私立学校を直接所管し、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している。また、近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっている。これらを踏まえ、今回の改正においては、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしている。

(1) 大綱の定義

① 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。

② 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。「参酌」とは参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものであること。

③ 大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年である

ことに鑑み、4年～5年程度を想定しているものであること。

④ 法第1条の3第4項は、教育委員会が今回の改正後も引き続き執行機関であることから、大綱に記載された事項を含め、教育委員会の所管に属する事務については、自らの権限と責任において、管理し、執行すべきものであり、地方公共団体の長が有する大綱の策定権限は、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を地方公共団体の長に与えたものではないことを確認的に規定したものであること。

(2) 大綱の記載事項

① 大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。

② 大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長が策定するものとしているが、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要であること。

③ 地方公共団体の長が、教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合には、法第1条の4第8項により、地方公共団体の長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかるものであること。なお、会議で調整した方針に基づいて事務執行を行ったが、結果として大綱に定めた目標を達成できなかった場合には、尊重義務違反には該当しないこと。

④ 地方公共団体の長が、教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負うものではないこと。なお、法第21条（現行法第23条）に定められた教育に関する事務の執行権限は、引き続き教育委員会が有しているものであることから、調整のついていない事項の執行については、教育委員会が判断するものであること。

⑤ 教育長及び教育委員には、法第11条第8項及び第12条第1項において、大綱に則った教育行政を行うよう訓示的に規定しているものの、調整のついてない事項についてまで、大綱に則して教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならないものではないこと。

⑥ 大綱には、地方公共団体の長の権限に関わらない事項（教科書採択の方針、教職員の人事の基準等）について、教育委員会が適切と判断して記載することも考えられること。

⑦ 全国学力・学習状況調査の結果の公表については、その実施要領により、市町村教育委員会は、それぞれの判断に基づき、当該市町村における公立学校全体の結

果や当該市町村が設置管理する学校の状況を公表することが可能であり、都道府県教育委員会がこれらの結果を公表することについては、当該市町村教育委員会の同意が必要とされている。このため、域内の市町村における公立学校全体の結果や市町村が設置管理する学校の結果の公表について、市町村教育委員会が当該市町村の大綱に記載してもよいと判断した場合には、大綱に記載することもあり得ると考えられる一方、都道府県の大綱に記載する事項としては馴染まないものと考えられること。

(3) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係

① 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

② 新たな地方公共団体の長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましいこと。

• 教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

• 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（基本理念）

第一条の二 地方公共団体における教育行政は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（服務等）

第十一条 教育長は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 教育長又は教育長であつた者が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 3 前項の許可は、法律に特別の定めがある場合を除き、これを拒むことができない。
- 4 教育長は、常勤とする。
- 5 教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
- 6 教育長は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 7 教育長は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。
- 8 教育長は、その職務の遂行に当たっては、自らが当該地方公共団体の教育行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、第一条の二に規定する基本理念及び大綱に則して、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。

（平一九法九七・平二六法七六・一部改正）

第十二条 前条第一項から第三項まで、第六項及び第八項の規定は、委員の服務について準用する。

- 2 委員は、非常勤とする。

（平二六法七六・追加）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。
- 十一 学校給食に関する事。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。
- 十三 スポーツに関する事。
- 十四 文化財の保護に関する事。
- 十五 ユネスコ活動に関する事。
- 十六 教育に関する法人に関する事。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事。

議題 2 嘉手納町教育大綱の要旨について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定により、「嘉手納町教育大綱の要旨について」を嘉手納町総合教育会議での協議・調整を求めます。

嘉手納町教育大綱の要旨について

1 はじめに

嘉手納町教育大綱（以下、「大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「法」という。）第1条の3第1項の規定に基づき定めるものです。

本大綱は、法第1条の4第1項の規定により設置された嘉手納町総合教育会議において、町長及び教育委員会が協議、調整を行い、調整がついた事項について町長が策定し、本町の教育行政について、町長及び教育委員会の双方が本大綱で定められた事項を尊重し事務執行を行っていくこととなります。

2 大綱の期間

大綱の期間を、平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

3 大綱について

本町では、「第4次嘉手納町総合計画基本構想・基本計画」に基づき、嘉手納町の将来像「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」の実現のために、「支え合い、人づくり、安心・賑わい」の4理念を機軸にしたまちづくりが進められています。この計画では、次世代の人材育成・教育に向けて「未来へはばたく情操豊かな人材と交流を育むまちづくり」を施策の大綱として位置づけられています。

大綱は、この「第4次嘉手納町総合計画基本構想・基本計画」の内容を踏まえて、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、策定します。

未来へはばたく情操豊かな人材と交流を育むまちづくり

(1) 未来を担う人を育てる学校教育の推進

◎教育施設の改築事業の推進

主な事業：嘉手納幼稚園園舎・嘉手納小学校屋内運動場及びプール、学校給食共同調理場、屋良幼稚園園舎、屋良小学校校舎等

◎学校教育・教育環境の充実

主な事業：複数年保育、ICT機器の活用推進、秋田県大館市学習交流体験事業、中学校英検受験料助成、児童生徒学校給食費補助、放課後子ども教室

(2) 人が輝く生涯学習のまちづくりの推進

◎生涯学習活動の充実・振興

主な事業：社会教育団体の育成、社会教育学級及び公民館講座の充実、子育て支援ブックスタート事業、よみきかせボランティアの育成、文化講演会等

(3) 強い心と体を育むスポーツ・レクリエーションの振興

◎体育施設の環境整備

主な事業：嘉手納野球場機能拡充事業、兼久体育館・町民の家等改築及び周辺地域の利活用推進

◎生涯スポーツ推進体制の強化

主な事業：各種スポーツ教室等のスポーツの普及、町民新春マラソン大会等健康保持増進の推進

(4) 未来への橋渡しとなる人材育成・国内外の交流促進

◎人材育成事業の充実

主な事業：鳥取県大山町児童交流事業、中高校生ハワイ短期留学事業、奨学金貸与事業、嘉手納外語塾、嘉手納外語塾海外短期留学

(5) 平和の心を育み、伝える平和行政の推進

◎平和学習の推進・・・主な事業：平和メッセージ作品展

(6) 地域文化の継承・発展・活用

◎活動拠点の整備・充実

主な事業：かでな文化センター機能向上事業

◎文化の継承

主な事業：町史編纂事業の推進、指定文化財の保存および継承への支援、文化財調査、「かでなの民話」利活用、しまくとうば語やびら大会